相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区代田五丁目二六番、最後の住所東京都世田谷区代田五丁目二六番二一号　被相続人　亡　貝原　久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月三日

事務所東京都港区三田三丁目四番一八号二葉ビル一〇〇四わかば法律事務所　相続財産管理人　弁護士　面川　典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市清水区本郷町三番、最後の住所静岡県静岡市清水区本郷町三番一八号　被相続人　亡　達川　知佳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月三日

静岡市清水区辻一丁目二番一号　えじりあ二〇三号　中央法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大瀧　友輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県竹原市忠海町丁四一九一番地、最後の住所静岡県磐田郡浅羽町浅名一五七七番地の一　被相続人　亡　久保サカ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月三日

静岡県浜松市中区中央二丁目一二番五号　相続財産管理人　古橋　清二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県甲賀市甲賀町油日一一〇八番地、最後の住所京都府京都市右京区西院久田町三六番地ソーシア西院一〇三号　被相続人　亡　辻　和也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月三日

事務所滋賀県大津市京町二丁目一番一八号　初音ビル二階ひらい法律事務所　相続財産管理人　弁護士　平井　建志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市平野区喜連三丁目八二七番地、最後の住所大阪府大阪市平野区瓜破東二丁目七番二六―七一五号　被相続人　亡　奥野　紀吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月三日

大阪府大阪市北区西天満四―一―二中之島日光ビル五階五〇一号室　相続財産管理人　弁護士　七尾　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市港区波除二丁目一番地、最後の住所大阪府堺市美原区平尾二六四九番地五一仲野ハイツ二〇一号　被相続人　亡　伊藤　俊明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月三日

大阪市北区西天満三丁目一〇番三号ＹＳＲ西天満ビル五階　相続財産管理人　弁護士　野田　邦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市此花区伝法五丁目五番地、最後の住所大阪市西淀川区大和田二丁目五番一一号西淀川特別養護老人ホーム　被相続人　亡　尾上　冨子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月三日

兵庫県宝塚市栄町二丁目二番一号ソリオ三―五階　福間法律事務所　相続財産管理人　弁護士　川合　秋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県江津市嘉久志町イ四一一番地、最後の住所島根県江津市嘉久志町イ一五六二番地一三　被相続人　亡　田中　政司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月三日

島根県浜田市浅井町一五八〇番地第二龍河ビル六階法テラス浜田法律事務所　相続財産管理人　弁護士　三上　早紀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月三日

兵庫県姫路市南駅前町一五番地　相続財産管理人　天野　泰文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県川西市加茂一丁目一二番、最後の住所兵庫県川西市加茂一丁目一二番五号　被相続人　亡　松﨑　新一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月三日

兵庫県宝塚市栄町二丁目二番一号ソリオ三―五階　福間法律事務所　相続財産管理人　弁護士　川合　秋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県江津市嘉久志町イ四一一番地、最後の住所島根県江津市嘉久志町イ一五六二番地一三　被相続人　亡　田中　政司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月三日

島根県浜田市浅井町一五八〇番地第二龍河ビル六階法テラス浜田法律事務所　相続財産管理人　弁護士　三上　早紀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月三日

堺市堺区中瓦町一丁一番二一号堺東八幸ビル五階　相続財産管理人　弁護士　西村　陽子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加古川市東神吉町神吉一四八四番地、最後の住所兵庫県加古川市東神吉町神吉一四八四番地　被相続人　亡　吉田　隆夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月三日

兵庫県姫路市南駅前町一五番地　相続財産管理人　天野　泰文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県川西市加茂一丁目一二番、最後の住所兵庫県川西市加茂一丁目一二番五号　被相続人　亡　松﨑　新一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月三日

兵庫県宝塚市栄町二丁目二番一号ソリオ三―五階　福間法律事務所　相続財産管理人　弁護士　川合　秋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県江津市嘉久志町イ四一一番地、最後の住所島根県江津市嘉久志町イ一五六二番地一三　被相続人　亡　田中　政司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月三日

島根県浜田市浅井町一五八〇番地第二龍河ビル六階法テラス浜田法律事務所　相続財産管理人　弁護士　三上　早紀

第３期決算公告

平成29年6月22日

北海道伊達市梅本町４－２
株式会社ユーラス伊達黄金風力
代表取締役　坂本　元靖

貸借対照表の要旨
（平成29年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,449,173	流動負債	1,220,132
固定資産	9,593,018	固定負債	9,801,044
有形固定資産	9,529,430	株主資本	150,943
投資その他の資産	63,588	資本金	10,500
		資本剰余金	9,500
		資本準備金	9,500
		利益剰余金	130,943
		その他利益剰余金	130,943
		（うち当期純利益）	(226,035)
		評価・換算差額等	△129,928
		繰延ヘッジ損益	△129,928
資産合計	11,042,191	負債・純資産合計	11,042,191

第５期決算公告

平成29年6月16日

北海道稚内市大字声問村字下声問1505番地19
株式会社天北エナジー
代表取締役　坂本　元靖

貸借対照表の要旨　（平成29年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	47,800	流動負債	55,321
固定資産	2,626,783	固定負債	2,860,545
有形固定資産	2,533,774	負債合計	2,915,866
無形固定資産	75,000	株主資本	△254,112
投資その他の資産	18,009	資本金	1,000
		利益剰余金	△255,112
		その他利益剰余金	△255,112
		（うち当期純損失）	(14,258)
		評価・換算差額等	12,829
		繰延ヘッジ損益	12,829
		純資産合計	△241,283
資産合計	2,674,583	負債・純資産合計	2,674,583